

北京市控制吸烟条例

《北京市控制吸烟条例》已由北京市第十四届人民代表大会常务委员会第十五次会议于2014年11月28日通过，现予公布，自2015年6月1日起施行。

北京市第十四届人民代表大会常务委员会
2014年11月28日

第一条 为了减少吸烟造成的危害，维护公众健康权益，创造良好公共环境，提高城市文明水平，根据有关法律、行政法规，结合本市实际情况，制定本条例。

第二条 本条例适用于本市行政区域内控制吸烟工作。

对吸烟可能危害公共安全的，按照相关法律法规执行。

第三条 本市控制吸烟工作坚持政府与社会共同治理、管理与自律相结合，实行政府管理、单位负责、个人守法、社会监督的原则。

第四条 市和区、县人民政府加强对控制吸烟工作的领导，将控制吸烟工作纳入国民经济和社会发展规划，保障控制吸烟工作的财政投入，推进控制吸烟工作体系建设。

第五条 本市各级爱国卫生运动委员会在本级人民政府领导下，负责组织、协调、指导相关行政部门的控制吸烟工作，组织社会组织和个人开展社会监督，开展控制吸烟工作的宣传教育培训，监测、评估单位的控制吸烟工作并定期向社会公布，对在控制吸烟工作中作出突出贡献的单位和个人给予表彰、奖励。

第六条 市和区、县卫生计生行政部门是控制吸烟工作的主管部门，负责组织制定控制吸烟的政策、措施，开展控制吸烟的卫生监督管理，受理违法吸烟的举报投诉，依法查处违法行为，并定期向社会公示查处情况。

北京市喫煙抑制条例

『北京市喫煙抑制条例』は、北京市第14期人民代表大会常務委員会議第15回會議で2014年11月28日に可決されたため、現在これを公布し、2015年6月1日から施行する。

北京市第14期人民代表大会常務委員會
2014年11月28日

第1条 喫煙のもたらす危害を減少し、公衆の健康上の權益を維持・保護し、良好な公共環境を作り、都市の文明レベルを向上させるため、関係する法律、行政法規に基づき、北京市の実情を踏まえ、本条例を制定する。

第2条 本条例は、北京市行政エリア内の喫煙抑制業務に適用する。

喫煙が公共の安全に危害をもたらす可能性がある場合、関係する法令に基づいて取り扱う。

第3条 北京市の喫煙抑制業務は、政府と社会の共同での整備・管理と自律を相互に結合することを堅持し、政府による管理、事業者による責任負担、個人による法律遵守、社会による監督という原則を実行する。

第4条 市と区、県の人民政府は、喫煙抑制業務に対する指導を強化し、喫煙抑制業務を国民経済と社会の発展計画に組み込み、喫煙抑制業務への財政の投入を保障し、喫煙抑制業務体系の建設を推進する。

第5条 北京市の各級の愛国衛生運動委員会は、本級人民政府の指導のもと、関係する行政機関の喫煙抑制業務の組織・協調・指導を担当し、社会組織と個人による社会への監督を組織し、喫煙抑制業務に関する宣伝教育・研修を行なう。事業者による喫煙抑制業務をモニタリング・評価し、定期的に社会へ公表し、喫煙抑制業務へ特に貢献した事業者や個人を表彰するか、奨励する。

第6条 市と区、県の衛生計画出生行政機関は、喫煙抑制業務の所管機関であり、喫煙抑制の政策、措置の制定を手配することを担当し、喫煙抑制の衛生監督管理を行い、違法な喫煙への通報・苦情申立を受理し、法に基づいて違法行為を調査・処分し、なお且つ定期的に社会へ調査・処分の状況を公表することを担当する。

教育、文化、体育、旅游、交通、工商、公安、园林绿化、食品药品监督、市政市容、城市管理综合执法、烟草专卖等相关行政部门按照各自职责，对本行业或者领域内的控制吸烟工作进行监督管理，制定管理制度，开展宣传培训，组织监督检查。

第七条 乡镇人民政府和街道办事处按照属地管理原则，做好本辖区内的控制吸烟工作。

第八条 本市将控制吸烟工作纳入全市群众性精神文明创建活动。

广播、电视、报纸、网络等新闻媒体应当开展控制吸烟的公益宣传，加强舆论监督。

第九条 公共场所、工作场所的室内区域以及公共交通工具内禁止吸烟。

第十条 下列公共场所、工作场所的室外区域禁止吸烟：

(一) 幼儿园、中小学校、少年宫、儿童福利机构等以未成年人为主要活动人群的场所；

(二) 对社会开放的文物保护单位；

(三) 体育场、健身场的比赛区和坐席区；

(四) 妇幼保健机构、儿童医院。

市人民政府可以根据举办大型活动的需要，临时划定禁止吸烟的室外区域。

第十一条 除本条例第十条规定以外的其他公共场所、工作场所的室外区域，可以划定吸烟区。

吸烟区的划定应当遵守下列规定：

(一) 设置明显的指示标志和吸烟有害健康的警示标识；

(二) 远离人员密集区域和行人必经的主要通道；

教育、文化、体育、旅行、交通、工商、公安、庭園緑化、食品薬品監督、街の景観、都市管理に対する総合的な法執行、煙草専売等、関係する行政機関は、各自の職責に基づき、本業界又は分野における喫煙抑制業務に対して監督管理を行い、管理制度を制定し、宣伝研修を行い、監督検査を手配する。

第7条 郷鎮人民政府と街道弁事処は、属地管理の原則に基づき、本管轄区内の喫煙抑制業務をしっかりと行う。

第8条 北京市は、喫煙抑制業務を全市の大衆性精神文明創建活動に組み込む。

ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等のニュースメディアは、喫煙抑制の公益宣伝を行い、世論による監督を強化しなければならない。

第9条 公共の場所、勤務場所の屋内エリア及び公共交通機関内では、喫煙を禁止する。

第10条 下記に掲げる公共の場所、勤務場所の屋外エリアで喫煙を禁止する。

(1) 幼稚園、中小学校、少年宮、兒童福利機関等、主に未成年者が活動する場所。

(2) 一般開放されている文物保護団体。

(3) 体育館、運動場の競技エリアと観客席。

(4) 婦人幼児保健機関、小児病院。

北京市人民政府は、大型イベント開催の必要性に基づいて、喫煙を禁止する屋外エリアを臨時に策定することができる。

第11条 本条例第10条が定める場所以外の公共場所、勤務場所の屋外エリアは、喫煙エリアを定めることができる。

喫煙エリアの制定は、下記に掲げる規定を遵守しなければならない。

(1) 目立つ指示標識と喫煙は健康に有害という警告標識を設置する。

(2) 人の集まるエリアや通行人が必ず経由する主な通路から遠ざかる。

(三) 符合消防安全要求。

第十二条 国家机关、企事业单位、社会团体和其他社会组织应当将控制吸烟工作纳入本单位日常管理，依法划定禁止吸烟区域，制止违法吸烟和不文明吸烟行为；其法定代表人或者主要负责人负责本单位的控制吸烟工作。

鼓励国家机关、企事业单位、社会团体和其他社会组织自行实施全面禁烟。

(3) 消防安全上の要請に適合する。

第12条 国家機関、企業・事業者、社会团体その他の社会組織は、喫煙抑制業務を本事業者の日常的な管理に組み込み、法に基づいて喫煙禁止エリアを制定し、違法な喫煙やマナー違反の喫煙行為を制止しなければならない。その法定代表者や、主な責任者は、本事業者での喫煙抑制業務に責任を負う。

国家機関、企業・事業者、社会团体とその他の社会組織が全面的な禁煙を自ら実施することを奨励する。

〈※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。〉